

令和2年8月21日

保護者各位

附属桐が丘特別支援学校長

新型コロナウイルス感染症予防対策について

2学期の学校生活を、より安全、安心に行うために職員一同、感染予防に努めてまいります。保護者の皆様におかれましても、児童生徒の健康に御留意いただき、引き続き以下の予防対策の徹底に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

2学期から追加する対策について赤字で示しましたので、御理解の程よろしく申し上げます。

1 注意深い健康観察と登校の自粛についての自己判断

当校には基礎疾患を有する児童生徒、医療的ケアを有する児童生徒が多数在籍しており、校内で新型コロナウイルスの感染が発生すると生命の危険、長期間に渡る休校措置など甚大な被害が発生する恐れがあります。ウイルスを校内に持ち込まないことを児童生徒及び保護者、教職員等当校関係者全員で共通理解する必要があります。

そこで、児童生徒及び保護者、教職員ともに毎日の健康チェックを注意深く行い、熱っぽい、咳が出る、だるい等少しでも日常と異なる場合には、家庭の判断で登校を自粛してください。体調が思わしくないにもかかわらず、学校に出て様子を見るといった対応は決してしないでください。

新型コロナウイルスに感染した児童生徒の感染経路として、**家庭内感染の割合が高いとの報告があります。御家庭内で発熱者等がいる場合にも登校を自粛してください。**

これらについては、教職員も同様の対応を行います。

2 御家庭において

(1) 健康チェックの実施

登校前、各家庭において検温を行うとともに健康状態をチェックし、「健康チェック表」に記入の上、毎日、学校に持参させてください。健康チェックで、熱っぽい、咳が出る、だるい等少しでも体調が日常と異なる場合には、登校を自粛してください。学校で様子を見るのではなく、家庭で静養しながら様子を見てください。**また、発熱・解熱を繰り返すなどの体調が安定しない場合には、医療機関へ受診を行い登校についての指示を受けてください。**

(2) 持ち物の確認

ハンカチ、ティッシュ、マスク（公共の交通機関を使用し登校する時、学校にいる間

は、マスクを装着することとします）、マスクを置く際の清潔なビニールや布等、敷マット・タオル等（トイレや自立活動で使用：必要に応じて）を毎日持参させていただきます。

3 登校に関する医師の判断と学習保障

(1) 登下校に関する医師の判断

基礎疾患のある（日常的に投薬や医療的管理の必要がある）児童生徒、医療的ケアのある児童生徒は、登校の可否、学校生活上の配慮点等について主治医の指示を受け、学校にお知らせください。また、主治医の判断があっても学校医の指示により、登校の自粛や学校生活上の制限を求めることがあります。

(2) 出席の取扱いと学習保障

新型コロナウイルス感染予防のための登校の自粛、時差登校等をしていても欠席とはなりません（出席停止）また、登校できない場合、授業をオンラインで配信します。ただし、この場合「桐が丘オンライン学校」と異なり、授業の様子をそのまま送ることを原則とします。時間割にそった長時間の配信となりますので、通信環境を整えていただく必要があることを御理解ください。

4 登下校時について

<登校時について>

- 1) 校舎に入る前、**健康チェック表の確認**と非接触型体温計で検温を行います。37℃以上の熱がある場合は、再度、検温を行います。再検温の結果、発熱が確認された場合は、帰宅をお願いします。再検温を行っている間、保護者には待機をお願いします。ヘルパーさん利用の場合で発熱を確認した場合は、保護者のお迎えまで、発熱確認時の対応をとらせていただきます（5.（1）参照）
- 2) 校舎入口に、消毒薬を含ませたタオルを敷いています。タオルの上を通過して、車いすの車輪、靴底を消毒してから教室に入って下さい。
- 3) 靴の履き替えをする児童生徒は、所定の靴置き場に上履き用と下履き用を分けておいて下さい。
- 4) 登校後は教室で手洗い・うがいを行って下さい。

- ・保護者の送迎は玄関までとし、校舎内には入らないこととします。
（面談など、必要な場合には、担任や担当者と事前に連絡を取った上で、できるだけ短時間の滞在となるようにお願いします。入構の際に、事務室にて検温と手指のアルコール消毒をお願いします。）
- ・児童生徒及び保護者は、上履きと下履きの置き場所が同じにならないように分けておいてください。

5 学校生活について

(1) 体調不良時の対応について

- ・登校後に体調不良となった場合、体調悪化が予測される場合は帰宅をさせます。発熱がある場合、保護者の迎えまでの静養場所は、自立活動棟 1 階の部屋とします。迎え来た保護者は、警備員に声をかけてから、外を歩いて高等部棟西門で待機をお願いします。
- ・体調不良により帰宅後、医療機関受診が可能な場合（ネット受診や電話相談も活用）は、登校の可否や学校生活上の注意について医師の指示を受けてください。

(2) 感染リスクへの対応

- ・登校後は、手洗いうがいを励行させるとともに、体育の授業などを除きマスク着用とします。
- ・教室及び使用する特別教室の窓は2方向同時に開け、2 m程度（最低1 m）人と人の間隔をとって授業を行います。いわゆる「3つの密」を避けた授業とします。また、室内換気を促進するため、各教室にサーキュレーターを配備します。
- ・各教科指導は、感染症対策に留意して対面で行うこととします。
- ・自立活動、給食、トイレ指導等は、小学部、中学部、高等部内での指導体制を基本とし、児童生徒の接触、学部を越えた教職員と児童生徒の接触を低減するようにします。
- ・トイレ介助の際、介助者はガウンを装着することがあります。また、医療的ケア等に当たってフェイスシールドを付けることがあります。
- ・給食後の歯磨きの介助は、原則として行いません。介助が必要な場合、介助者は、マスク、グローブを使用した上で児童生徒の背後から介助を行います。
- ・給食介助については、出来るだけ感染リスクの低い状況になるように工夫して対応します。
- ・教室、校舎内の手すり等は、所定の消毒薬で適宜、消毒を行います。
- ・教員間の打合せや会議についても、「3つの密」を避けるよう徹底します。

6 その他

(1) 心のケアについて

担任、養護教諭、スクールカウンセラーが連携して児童生徒の日常の変化に注意を向け、異変の早期発見や対応に努めます。相談希望は、担任に申し出てください。

(2) 差別や偏見について

医療従事者やその家族、感染者、濃厚接触者とその家族等に対する差別や偏見は許されません。児童生徒に対する指導を徹底するとともに、差別や偏見には毅然した対応を行います。

以上